

日マレーシア経済連携協定署名 ～2005年12月13日～

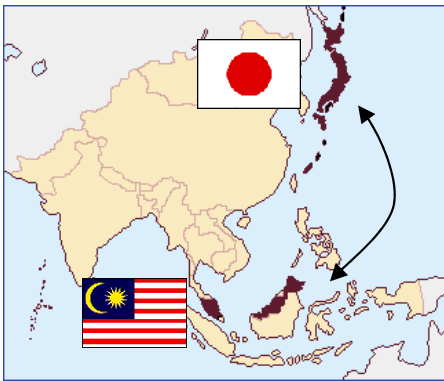
—目次—

● 日・マレーシアEPA:概要1
● 日・マレーシアEPAの内容	
・物品(1)2
・物品(2)3
・投資・サービス4
・知的財産5
・ビジネス環境の整備6
・協力7
・その他8

平成18年1月

外務省経済局

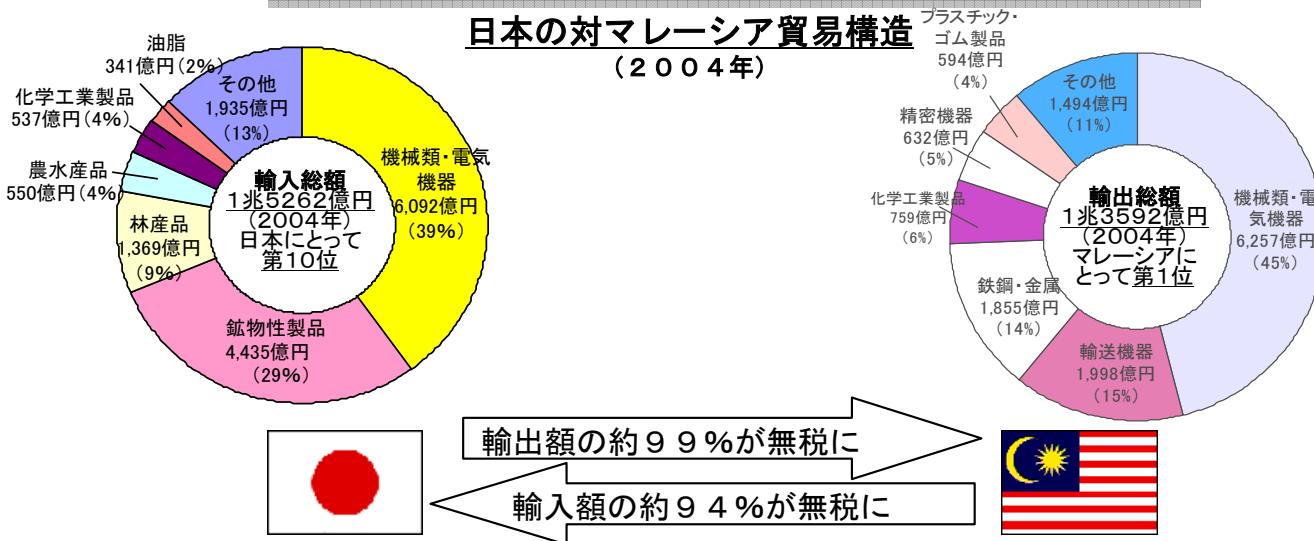
日・マレーシア経済連携協定



- 二国間の貿易投資拡大・自由化の枠組み提供
- 「東方政策」を発展させた新時代の日・「マ」連携の原動力
- 他の東アジアEPA交渉のための大きな推進力、ひいては東アジア共同体への布石
- 日・シンガポール、日・メキシコに続く我が国3つ目のEPA

往復貿易額の約97%で関税撤廃

日本の対マレーシア貿易構造 (2004年)



他分野でも包括的に連携を推進

投資：原則として相互に内国民待遇及び最恵国待遇の付与、パフォーマンス要求の禁止

サービス：自国の特定する分野において、市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇を約束

知的財産：知的財産制度の透明性向上、周知商標の保護、エンフォースメントの強化、知的財産分野での協力を行う

競争：反競争的行為に対する適切な措置の実施及び規制の分野での協力を行う

ビジネス環境の整備：相手国企業からの苦情・照会の窓口となる連絡事務所を設置

協力：農林水産業、教育・人材養成、情報通信技術、科学技術、中小企業、観光及び環境の7分野での協力

> 我が国からの対マレーシア鉱工業品輸出

→ほぼ全ての鉱工業品につき10年以内に関税撤廃

鉄鋼：ほぼすべての関税を10年以内に撤廃

一定条件を満たせば関税の免税措置を供与

自動車：現地組立車用部品は関税即時撤廃

：その他部品・多くの完成車（2000cc以上の乗用車等）は2010年までに、その他の乗用車等は2015年までに関税を段階的に撤廃

> 農林水産品

□日本による市場アクセスの改善

・**熱帯果実**：マンゴー、マンゴスチン、ドリアン、パイア、ランブータン等は即時関税撤廃

・**バナナ**：関税割当の設置（枠内税率無税（毎年千トン））

・**林産品**：合板は協定全体の見直し時の再協議、合板以外の林産品は即時関税撤廃

□マレーシアによる市場アクセスの改善

・**温帯果実**：りんご、なし、かき等は即時関税撤廃

物品(1)

1. 自動車・自動車部品

(1) マレーシアによる市場アクセスの改善

	協定発効	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
現地組立車(CKD)用部品	即時撤廃									
現地組立車(CKD)用部品以外の自動車部品	現行維持	0~5%			撤廃					
3000cc超の乗用車	段階的引き下げ	0~5%			撤廃					
2000cc以上3000cc以下の乗用車、 3000cc超の多目的車、 20トン超のトラック、バス	段階的引き下げ				撤廃					
上記以外の全ての完成車	段階的引き下げ									撤廃

(2) 自動車分野の協力

日本国及びマレーシアは、それぞれの自動車業界の参加を得て、マレーシアにおける自動車産業の競争力を一層強化するために協力を。

2. 鉄鋼・鉄鋼製品

実質上すべての
鉄鋼・鉄鋼製品の関税は
10年以内に撤廃

マレーシアによる
市場アクセスの改善

合意された条件に従い、鉄
鋼・鉄鋼製品に対し、輸入
関税の免税措置を与える。

物品(2)

3. 農林水産品

(1) 日本による市場アクセスの改善

熱帯果実 : マンゴー、マンゴスチン、ドリアン、パパイヤ、ランブータンなどは即時関税撤廃

バナナ : 関税割当の設置(枠内税率→無税、関税割当数量→1年につき1000トン)

林産品 : 合板以外の林産品→即時関税撤廃、合板→協定全体の見直し時に再協議

マーガリン : 関税削減、5年目に再協議

ココア調製品(砂糖・粉乳を含まないもの) : 関税撤廃 (一部を除く)

(2) マレーシアによる市場アクセスの改善

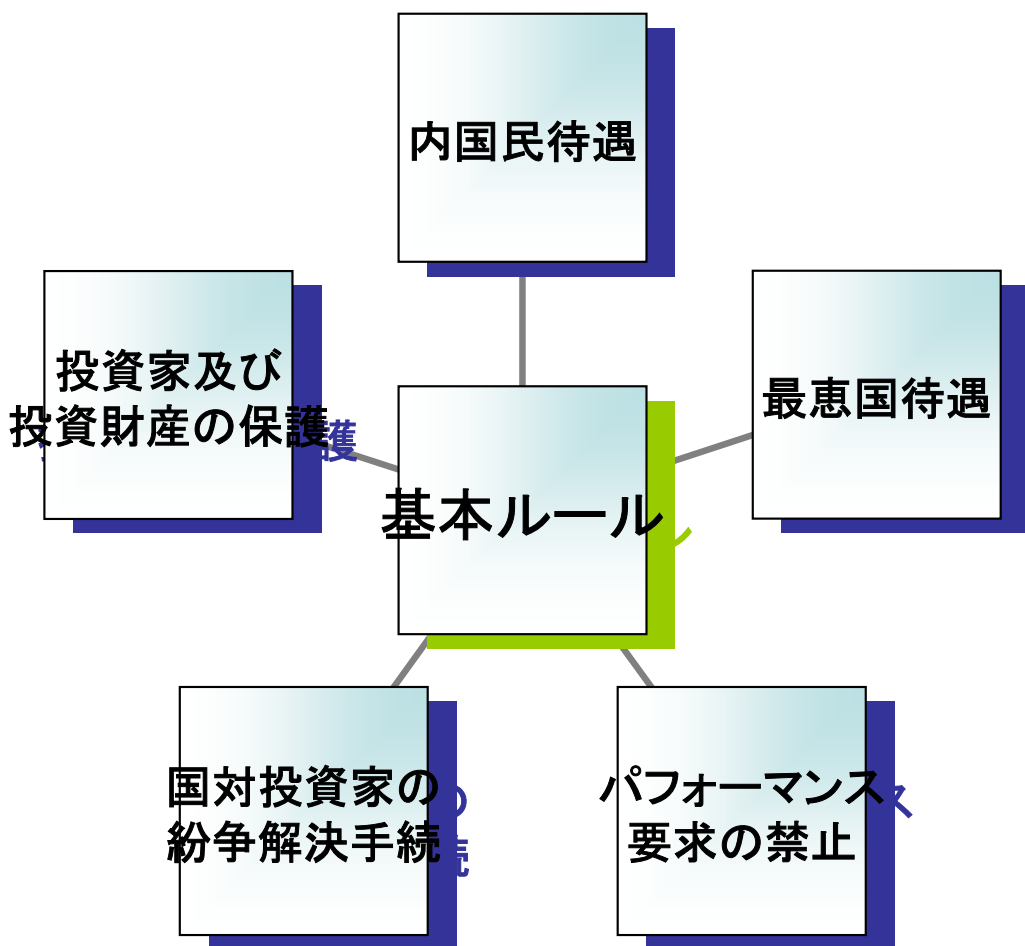
温帯果実 : りんご、なし、かきなどは即時関税撤廃

投資・サービス

1. 投資

◆二国間の投資をより拡大・円滑化するための基本ルールに合意

◆例外リストで特定された分野・措置以外は原則内国民待遇、最恵国待遇、パフォーマンス要求禁止の各義務の対象とすることで透明性と法的安定性を向上



2. サービス

サービス分野の透明性向上、及び更なる自由化に向けて引き続き取り組むことに合意

透明性向上の枠組みの構築

更なる自由化を目指した
レビュー制度の構築

製造業関連サービス
(賃貸、保守、修理等)
における外資比率に関する規制緩和
(外資による株式の過半数取得の認容)

知的財産

知的財産

- 知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護の確保（内国民待遇・最恵国待遇の原則に基づく知的財産の保護）
- 手続事項の簡素化及び調和（国際分類に従った特許出願及び商標登録出願の分類等）
- 透明性促進のため、関連情報を公開
- 特許出願にかかる早期審査制度導入
- 周知商標の保護
- 不正競争行為の禁止（形態模倣商品の譲渡の禁止等）
- 知的財産権のエンフォースメントの強化（著作権侵害物品の積戻し禁止等）
- 知的財産の分野における協力
- 知的財産に関する討議メカニズム（小委員会）の設置

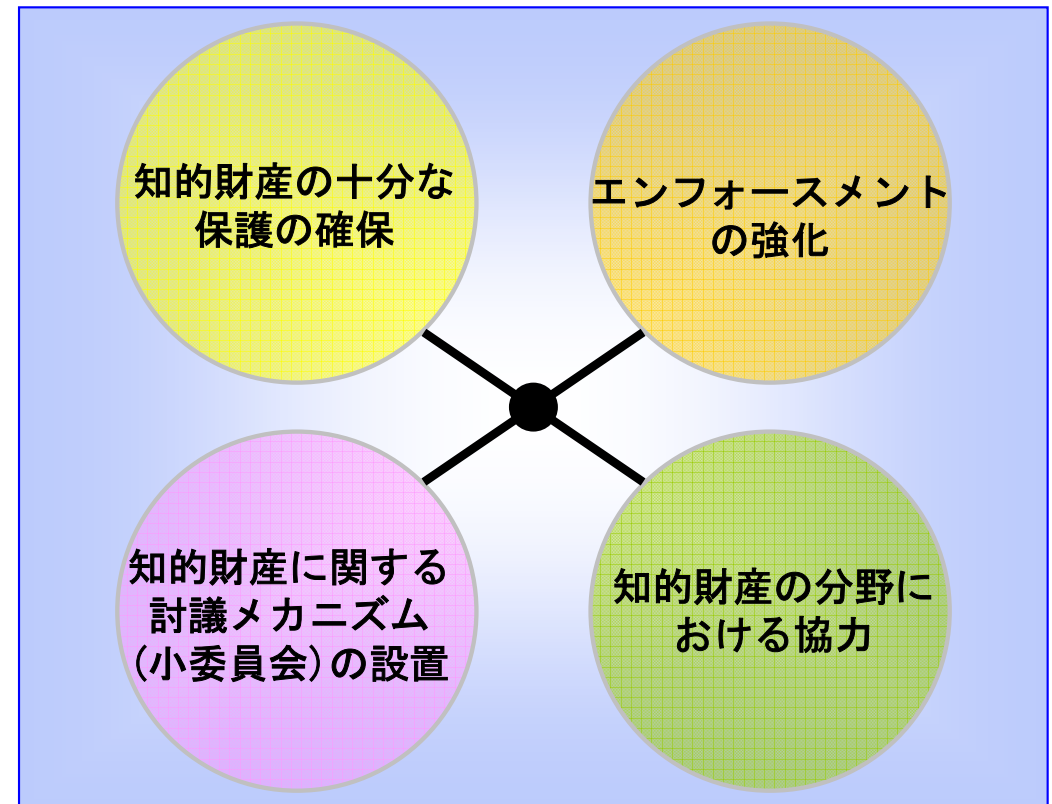
知的財産章で扱われる

知的財産権

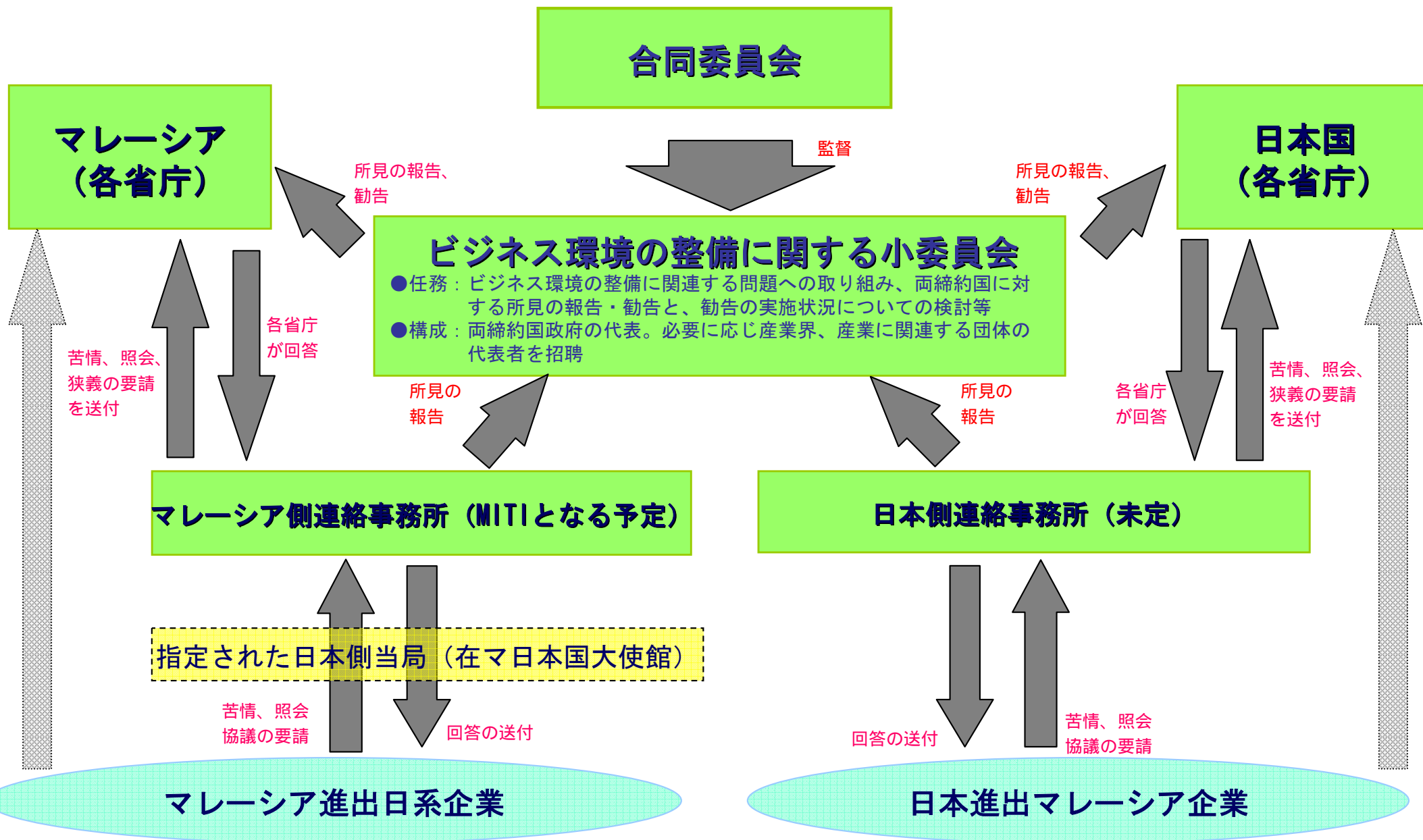
特許、意匠、商標

著作権及び関連する権利

植物の新品種、不正競争の防止 等

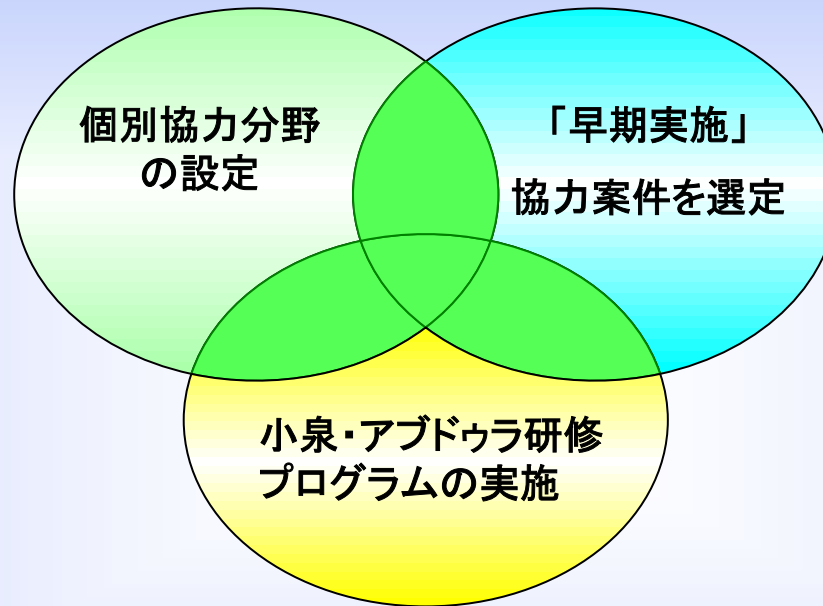


ビジネス環境の整備に関する枠組み



二国間の貿易・投資の自由化・円滑化のために二国間協力を促進

7分野: 農林水産業、
教育・人材養成、
情報通信技術、
科学技術、中小企業、
観光、環境



7協力分野のうち24の
具体的な協力案件を
早期に実施

- 「日本の家畜衛生・安全に関する理解促進」
- 「マレーシアにおける戦略的観光促進」 など

今後10年間で約1000人の留学生・研修員をマレーシアの関連機関から受入れ

税関手続

- 予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法で税関手続を適用するよう努めることを再確認
- 通関手続の簡素化及び調和を図ることを規定
- 税関当局間の協力及び情報の交換を行うことにより、関税法令の適正な適用及び関税法令違反の防止を図る

強制規格、任意規格及び適合性評価手続

- 貿易の技術的障害に関する協定に基づく権利義務を再確認
- 強制規格が貿易に不必要な障害をもたらすことのないよう共同して努力し、可能なときは他方の締約国における適合性評価手続の結果を受け入れることを規定
- 一方の締約国の要請に応じて相互承認に関する取決めの可能性について、交渉を開始することを規定
- 小委員会の設置・両締約国政府による照会所の指定について規定

衛生植物検疫措置

- 衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利義務を再確認
- 小委員会の設置・両締約国政府による照会所の指定について規定

反競争的行為の規制

- 自国の市場が効率的に機能することを目的として、反競争的行為に対して適当と認める措置をとることを規定
- 反競争的行為の規制の分野における協力